

下関市上下水道局設計等委託業務監督要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市上下水道事業管理者が発注する建設工事に係る設計、測量及び調査等の委託業務（以下「委託業務」という。）の適正な履行を確保するために行う監督の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督 委託業務に係る契約（以下「契約」という。）の適正な履行を確保するため、業務工程の管理等を行うことにより、契約の相手方（以下「受注者」という。）の契約の履行を監理すること。
- (2) 委託業務担当課所 契約の履行を主管する課及び事務所
- (3) 委託業務担当課所長 契約の履行を主管する課長及び所長
- (4) 監督職員 総括監督員、主任監督員及び一般監督員を総称したもの
- (5) 総括監督員 主任監督員及び一般監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者
- (6) 主任監督員 一般監督員の指揮監督及び一般監督業務の掌理を行う者
- (7) 一般監督員 一般監督業務の掌理を行う者
- (8) 契約図書 契約書及び設計図書
- (9) 設計図書 別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書

(監督職員の業務)

第3条 監督職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者に対する委託業務に関する指示
- (2) 契約図書の記載内容に関する受注者からの確認の申出に対する承諾及び質問に対する回答
- (3) 契約の履行に関する受注者との協議
- (4) 委託業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他

の契約の履行状況の調査

- (5) 関連するその他の委託業務との業務工程その他の事項の必要な調整
- (6) 契約内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における、委託業務事故報告書（様式第1号）による委託業務担当課所長への報告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、契約図書に定められた事項の処理に関すること。

（監督職員の選任）

第4条 監督職員は、委託業務の契約ごとに委託業務担当課所長が選任しなければならない。

- 2 前項の監督職員の選任は書面により行う。監督職員を変更する場合も同様とする。
- 3 総括監督員には課所長補佐以上の職にある者を、主任監督員には委託業務担当課所の係長又はこれに準ずる職にある者を、一般監督員にはその他の委託業務担当課所職員をもって充てるものとする。

（監督職員の通知）

第5条 委託業務担当課所長は、監督職員を選任又は変更したときは、監督職員の選任・変更通知書（様式第2号）により受注者にその氏名等を通知しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。